

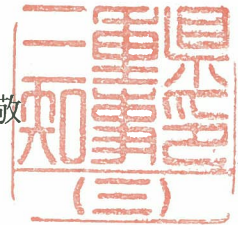
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 26 年 11 月 12 日

住所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 80 番地 1
 氏名 日本ウエスト東海株式会社
 代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英 敬



許可の年月日	平成 26 年 11 月 12 日	許可番号	26 四地防第 1016 号の 2
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施設の種類 施行令第 7 条第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設 施行令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破碎施設 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず		
設置場所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 80-1		
処理能力	廃プラスチック類 104.8 t / 日（24 時間） 木くず 126.2 t / 日（24 時間）		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 24 年 4 月 25 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日	平成 19 年 9 月 28 日	許可番号	19 四農環第 4015 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類 施行令第 7 条第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設 施行令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破碎施設 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く) 木くず		
設置場所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番 1		
処理能力	廃プラスチック類 126 t / 日 (24 時間) 木くず 251.7 t / 日 (24 時間)		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可証書き換えの履歴

平成 24 年 4 月 16 日 法人名、法人所在地、代表者の変更届による書き換え

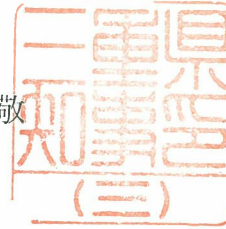
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 24 年 4 月 25 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日	平成 19 年 9 月 28 日	許可番号	19 四農環第 4015-02 号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種別 施行令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破碎施設 処理する産業廃棄物の種別 木くず		
設置場所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番 1		
処理能力	木くず 94.7 t / 日 (24 時間)		
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可証書き換えの履歴

平成 24 年 4 月 16 日 法人名、法人所在地、代表者の変更届による書き換え

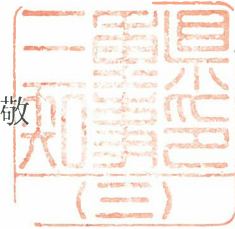
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 24 年 4 月 25 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日	平成 19 年 9 月 28 日	許可番号	19 四農環第 4015-03 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類 施行令第 7 条第 8 号の 2 木くずの破碎施設 処理する産業廃棄物の種類 木くず		
設置場所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番 1		
処理能力	木くず	9 7 . 4 t / 日 (2 4 時間)	
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 . 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 . 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 . 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可証書き換えの履歴

平成 24 年 4 月 16 日 法人名、法人所在地、代表者の変更届による書き換え

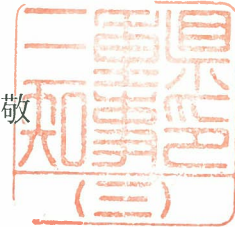
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 24 年 4 月 25 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日	平成 19 年 9 月 28 日	許可番号	19 四農環第 4015-04 号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種別 施行令第 7 条第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種別 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く)		
設置場所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番 1		
処理能力	廃プラスチック類	1 0 5 . 8 t / 日 (2 4 時間)	
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1 . 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 . 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 . 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可証書き換えの履歴

平成 24 年 4 月 16 日 法人名、法人所在地、代表者の変更届による書き換え

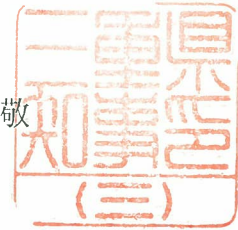
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 24 年 4 月 25 日

住 所 三重県三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番地 1
氏 名 日本ウエスト東海株式会社
代表取締役 長田 和志

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

三重県知事 鈴木 英敬



許可の年月日	平成 19 年 9 月 28 日	許可番号	19 四農環第 4015-06 号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種別 施行令第 7 条第 7 号 廃プラスチック類の破碎施設 処理する産業廃棄物の種別 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く)		
設置場所	三重郡川越町大字亀崎新田字下新田 8 0 番 1		
処理能力	廃プラスチック類	136.3 t / 日 (24 時間)	
許可の条件	なし		
規則第 11 条第 8 項の規定による許可証の提出の有無	無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

許可証書き換えの履歴

平成 24 年 4 月 16 日 法人名、法人所在地、代表者の変更届による書き換え